

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2022年第12回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和4年12月26日(月)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時12分
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：17人)			
		1	鈴木 宏	11	上原 美子
		2	小川 利雄	12	水口 健二
		3	市川 大倫	13	山崎 勇喜
		4	新井 久義	14	大塚 房男
		5	萩原 勝	15	飯島 優子
		6	池上 茂	17	伊藤 弘子
		7	川鍋 浩之	18	栗原 健次
		8	岡本 勉	19	齋藤 千松
		9	横井 貞夫		
	(欠席人数：0人)				
	事務局	(出席人数：2人)			
		農業委員会事務局長 寺林 敬峰		農地振興担当主任 森田 喜夫	
		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会)：公開 日程2 農地法第4条(知事)：公開 日程3 農地法第5条(知事)：公開 日程4 租税特別措置法適格者証明：公開 日程5 生産緑地法従事者証明：公開			

	<p>日程 6 農用地利用配分計画に関する意見について：公開</p> <p>日程 7 春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開</p> <p>日程 8 春日部市農業委員会運営委員会委員の選出について：公開</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：</p>								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2</td> <td>水口 健二</td> </tr> <tr> <td>1 3</td> <td>山崎 勇喜</td> </tr> <tr> <td>1 4</td> <td>大塚 房男</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1 2	水口 健二	1 3	山崎 勇喜	1 4	大塚 房男
	議席番号	委員氏名							
	1 2	水口 健二							
	1 3	山崎 勇喜							
1 4	大塚 房男								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2022年第12回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員17名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
委員	<p>本日9時20分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <p>(1) 農用地利用配分計画に関する意見について(回答)(中間管理事業)</p> <p>(2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について(回答)</p> <p>(更新分・新規分)</p> <p>(3) 春日部市農業委員会運営委員会委員の選出について</p> <p>(4) 農委だより第36号について</p> <p>以上、4項目について協議しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、都市計画審議会について、議席番号13番山崎勇喜委員より報告がございます。</p>
委員	<p>去る、令和4年12月23日、第45回都市計画審議会が開催されました。審議事項は、春日部都市計画生産緑地地区の変更についてです。また、春日部市立地適正化計画の決定について春日部市から報告がありました。詳しくは春日部市のホームページにてお示しされています。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号、農地法第3条(委員会)、1議案4件</p> <p>日程2 議案第2号、農地法第4条(知事)、1議案2件</p> <p>日程3 議案第3号、農地法第5条(知事)、1議案6件</p> <p>日程4 議案第4号、租税特別措置法適格者証明、1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号、生産緑地法従事者証明、1議案1件</p> <p>日程6 議案第6号、農用地利用配分計画に関する意見について 1議案1件</p>

	<p>日程 7 議案第 7 号、春日部市農用地利用集積計画の決定について 1 議案 1 件</p> <p>日程 8 議案第 8 号、春日部市農業委員会運営委員会委員の選出について 1 議案 1 件</p> <p>となります。</p>
議長	<p>なお、日程 3、議案第 3 号、農地法第 5 条（知事）申請番号 8 4 番は、議案書発送後に取下げがありましたので欠番となります。議案書から削除をお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、会議規則第 3 5 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 1 2 番水口健二委員、1 3 番山崎勇喜委員、1 4 番大塚房男委員を指名いたします。</p>
議長	<p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第 2 5 条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>次に、会議規則第 1 0 条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には、入室の確認をいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事にはいります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 2 5 番から 2 8 番について、会議規則第 1 9 条第 3 項の規定により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）について、許可申請が 4 件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>議案書 1 頁をご覧ください。申請番号 2 5 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に申請番号 2 6 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確</p>

認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号27番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号28番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局に報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号25番から27番について、議席番号17番伊藤弘子委員より報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号25番から27番について、一括して報告いたします。令和4年12月12日に、区域4の農業委員、推進委員、計7名及び事務局職員2名と申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、全て問題なく管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号28番について、議席番号3番市川大倫委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号28番について報告いたします。令和4年12月8日に、上原農業委員、大塚推進委員、遠藤推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地については稲刈りの跡があり、幸松地区内の保有農地4か所のうち、3か所は耕作され、もう1か所は保全管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認で

きました。次に、申請人が内牧地区及び川辺地区に保有する農地についてですが、各地区の担当委員から事務局を經由して問題がないことをうかがっております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号6番池上茂委員より申請番号25番から28番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号25番から28番について一括して事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当農業委員に継続審査の報告を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保できたことが確認できた、と報告を受けました。また、事前審査の現地調査においても問題はありませんでした。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。申請番号25番から28番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)、申請番号25番から28番を許可と決しました。

議長 次に日程2、議案第2号、農地法第4条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号8番、9番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条(知事)について、許可申請が2件ありましたので、審議を求めます。議案書2頁をご覧ください。申請番号8番、詳細は議案書のとおり。申請理由は祠用地の新設です。隣接する農地が農地転用により物流倉庫となるため、その農地にあった祠を申請地に移動し、祠用地とする計画です。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置

としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号9番、詳細は議案書のとおり。申請理由は駐車場の新設です。申請者の檀那である近隣の寺から参拝客用駐車場設置の要望があったことから、車両7台分の駐車場を設置する計画ですが、要望台数の根拠を示すものがないため、現在代理人に提出を求めているところです。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号8番について議席番号12番 水口 健二委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号8番について報告いたします。令和4年12月9日に、池上農業委員、石井推進委員、及び私の3名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、現地は開発が予定されている土地であり、現在も保全管理されていて、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、祠を自宅に隣接する管理された農地に移転することはなんら問題ないことも確認いたしました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号9番について、事務局より担当推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

担当推進委員に代わりまして、申請番号9番について、報告いたします。小川推進委員より、令和4年12月8日に小川職務代理、川鍋農業委員、石川推進委員の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ申請地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたため、問題なし、との報告がありました。

議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番川鍋浩之委員より申請番号8番、9番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号8番から9番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人保有農地について、担当推進委員に報告を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保できたことが確認できた、と報告を受けました。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号8番、9番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号、農地法第4条(知事)申請番号8番、9番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。
議長	次に、日程3、議案第3号、農地法第5条(知事)、申請番号82番、83番、及び85番から88番を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号82番、83番、及び85番から88番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地法第5条(知事)について、許可申請が6件ありましたので、審議を求めます。議案書3頁をご覧ください。 はじめに、申請番号82番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。隣接する非農地と合わせて自己用住宅を建築する計画です。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は

敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号83番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理の外、オーバーフロー分は既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、先の雨水オーバーフロー分とともに、該当する土地改良区及び地区農家代表者の同意書が添付されています。資金計画については、自己資金の外、金融機関の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書5頁、申請番号85番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は運送業を営んでおり、転用計画は、駐車場の設置です。今まで貸借している本社所在地に駐車場を設置し、トラック6台、トレーラー7台を駐車してきましたが、「住宅街にあるため、騒音や交通渋滞の苦情が発生している」「駐車の際のトレーラー同士の間隔が狭く、ドアやコンテナの開閉ができない」「トラックはトレーラーの前に駐車しているため、トレーラーが出入りするたびにトラックを移動させなければならない」「トレーラーを駐車するために、従業員用駐車スペースを使用している」といった理由から駐車場を新設したいと考え、申請に至ったものです。申請地には、トラック3台、及びトレーラー5台の計8台分を駐車する、とのことで、現在賃借している駐車場はそのまま使用する、とのことです。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利舗装のため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出さ

れています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号86番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は特別介護老人施設を営んでおり、転用計画は、職員用の駐車場の増設です。今まで申請農地に隣接する雑種地を賃借し、職員の通勤用車両35台を駐車していましたが、職員の増員に伴い、駐車場が不足したため、駐車場を増設したいと考え、申請に至ったものです。申請地には、職員の通勤用車両3台を駐車するほか、既存の駐車場との境界を無くすことでさらに3台、合計6台分を駐車する、とのことで、現在賃借している駐車場はそのまま使用する、とのことです。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路はありませんが、東側で、既存の駐車場に接続しています。被害防除措置として、コンクリート板を設置します。雨水は、砂利舗装のため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号87番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されておらず、代理人に提出を求めているところです。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、排水路に放流する計画です。資金計画については、法人からの融資で、融資者の金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号88番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。申請法人は土木工事業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在は市内に資材置場を賃借し、使用していますが、土地の所有者から返還を求められたため、新たに資材置場を設置する、とのことで、既存の資材置場は農地転用後、返却するとのことです。現在の賃借の状況を示す書類の提出が無く、現在代理人に確認を求めているところです。次に今回の申請地の面積について、現在使用している資材置場の面積は1,360㎡、今回の申請地は494㎡と約3分の1の面積になるため、今後の資材置場の使用状況についても現在代理人に確認を求めているところです。案内図は27頁、詳細図は28頁と

なります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されておらず、代理人に提出を求めているところです。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号8番 岡本 勉委員より申請番号82番、83番、及び85番から88番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号82番、83番、及び85番から86番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人保有農地について、担当推進委員に報告を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保できたことが確認できた、と報告を受けました。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当と決しました。

次に申請番号87番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、農地法施行規則（第57条の4 第2項）に定められた申請に必要な「該当する土地改良区の意見書」が添付されておらず、同意の有無が確認できません。以上のことから、事前審査委員5人の合議により「許可相当」とするが、ただし埼玉県の審査にあたっては、農地の転用にかかる土地改良区の同意の確認を行うよう、条件を付すこと、と決しました。

次に、申請番号88番について、事前審査の報告をします。申請地は、先の申請番号87番の隣接地であり、事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。しかし、この案件についても農地法施行規則第57条の4第2項に定められた申請に必要な「該当する土地改良区の意見書」が添付されておらず、同意の有無が確認できません。また、事務局からの説明にもありましたとお

り、新たな資材置場は、現在使用している場所の約3分の1の面積となるため、転用後の使用状況についても確認が必要と考えております。以上のことから、事前審査委員5人の合議により「許可相当」とするが、ただし埼玉県
の審査にあたっては、農地の転用にかかる土地改良区の同意の確認を行うよう、また、新たな資材置場の転用後の使用状況についても確認を行うよう、条件を付すこと、と決しました

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号87番、88番について事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって、申請番号87番、88番と申請番号82番、83番、85番及び86番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号87番、88番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)、申請番号87番、88番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

議長 次に、申請番号82番、83番、85番及び86番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号82番、83番、85番及び86番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。

議長 次に日程4、議案第4号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により、申請番号26番について事務局より

事務局	<p>説明を求めます。</p> <p>議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」の申請が1件ありましたので、審議を求めます。議案書6頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税（贈与税）の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。</p> <p>議案書6頁、申請番号26番。詳細は議案書のとおり。案内図は29頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は60日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号26番について、議席番号1番鈴木宏委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号26番について報告します。令和4年12月7日に、朝倉推進委員、瀬尾推進委員と私の3名で、申請地の現地調査を実施したところ、申請地の多くは稲作がされ、その他の申請地には野菜が作付けられており、いずれも問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番川鍋浩之委員より申請番号26番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号26番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号26番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号26番について証明書を発行することと決しました。</p>
議長	<p>次に日程5、議案第5号、生産緑地法従事者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により、申請番号2番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号、生産緑地法従事者証明について、証明願が1件あったので、審議を求めます。議案書の7頁をご覧ください。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買い取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。</p> <p>議案書7頁、申請番号2番、特定第26号及び特定第27号生産緑地地区の全部です。記載のとおり。案内図は30頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者が農業従事日数150日でこれまで農業を営んでおりましたが、令和4年9月10日に死亡したことにより、申請人が、農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。</p>
議長	<p>次に、申請番号2番について、議席番号15番飯島優子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号2番について報告いたします。令和4年12月7日に、齋藤農業委員会会長、濱野推進委員、遠藤推進委員、及び私の4名で申請地の現地調査を行いました。申請地はいずれも保全管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから、問題なし、として報告といたします。</p>

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号2番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第5号、生産緑地法従事者証明、申請番号2番について証明書を発行することと決しました。</p>
議長	<p>次に日程6、議案第6号、農用地利用配分計画に関する意見について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。</p>
議長	<p>議案第6号、農用地利用配分計画に関する意見について、議案書8頁をご覧ください。これは、農地中間管理権を有する農地を転借するための農用地利用配分計画です。春日部市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。11月24日に農業委員に説明し、12月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書9頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号、農用地利用配分計画に関する意見について、原案のとおり回答することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第6号、農用地利用配分計画に関する意見について、原案のとおり回答することに決しました。</p>
議長	<p>次に日程7、議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、議案書13頁をご覧ください。これは、利用権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求められたので、審議を求めるものです。11月24日に農業委員に説明し、12月8日まで意見の聴取を依頼したところ、意見が寄せられました。意見の内容ですが、「利用権を設定しようとする者の中には、用水のかけ流しや雑草繁茂の放置など、設定の際の注意事項を守らない者がいるので、一度注意を促したい」との意見でした。このようなことから、議案書14頁のとおり、計画については決定するものの、「上記計画期間内においては、『利用権（農地の貸し借り）設定上の留意事項について』に示す事項を遵守させるよう意見を付けることとし、回答としたいと考えております。このことについて、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>本案のうち、計画番号35番、43番から47番、77番、78番、133番、134番、139番、140番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、その他の計画番号1番から34番、36番から42番、48番から76番、79番から132番、135番から138番、141番から162番と別々に審議いたします。</p> <p>はじめに、計画番号35番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号8番 岡本 勉委員は退室をお願いいたします。</p> <p>この際、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩) (岡本委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号35番を原案のとおり決定することについて賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号35番については原案のとおり決定することに決しました。この際、暫時休憩といたします。</p> <p>それでは、委員の入室をお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>(休憩) (岡本委員入室)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に計画番号43番から47番、139番及び140番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号18番栗原健次委員は退室をお願いいたします。</p> <p>この際、暫時休憩いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(休憩) (栗原委員退室)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号43番から47番、139番及び140番を原案のとおり決定することについて賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
<p>議長</p>	<p>起立全員です。よって、議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号43番から47番、139番及び140番については原案のとおり決定することに決しました。</p> <p>この際、暫時休憩といたします。</p> <p>それでは、委員の入室をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(休憩) (栗原委員入室)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に計画番号77番及び78番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号1番鈴木宏委員は退室をお願いいたします。</p> <p>この際、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩) (鈴木委員退室)</p>
<p>議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号77番及び78番を原案のとおり決定することについて賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について「計画番号77番及び78番を原案のとおり決定することに決しました。この際、暫時休憩いたします。

それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩) (鈴木委員入室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に計画番号133番及び134番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号3番 市川 大倫委員は退室をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (市川委員退室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号133番及び134番を原案のとおり決定することについて賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号133番及び134番については原案のとおり決定することに決しました。

議長	<p>この際、暫時休憩といたします。 それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (市川委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画番号1番から34番、36番から42番、48番から76番、79番から132番、135番から138番、141番から162番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号1番から34番、36番から42番、48番から76番、79番から132番、135番から138番、141番から162番を原案のとおり決定することについて賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号1番から34番、36番から42番、48番から76番、79番から132番、135番から138番、141番から162番を原案のとおり決定することに決しました。</p>
議長	<p>次に、日程8、議案第8号、春日部市農業委員会運営委員会委員の選出について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第8号、春日部市農業委員会運営委員会委員の選出について、審議を求めます。議案書の27頁をご覧ください。次の者を春日部市農業委員会運営委員会委員に選出することについて春日部市農業委員会運営委員会設置要領第3条第2項の規定により春日部市農業委員会の承認を求めるものです。新たに選出を考えている委員は、農業委員、新井久義委員でございます。選出理由について説明いたします。運営委員会の委員は「春日部市農業委員会運営委員会設置要領」第3条第1項で会長、職務代理の外、7名の委員で構成することと規定しております。7名の委員については、各区域の代表1名ずつ、計4名と、女性委員1名、中立委員1名、青年委員1名の計3名の構成でございますが、今まで青年委員として運営委員会を構成していた農業</p>

事務局	委員の辞任に伴い、青年委員の枠が欠員となっていたものです。このことから、設置要領第3条第2項では欠員が生じた場合、補欠委員を選出することと規定しており、現在の農業委員の中では、新井委員が一番年齢の若い委員であることから、青年委員としての選出に相応しいもの、と考えております。以上、ご審議をお願いいたします。
議長	<p>本案については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号4番新井久義委員は退室をお願いいたします。</p> <p>この際、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩) (新井委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号、春日部市農業委員会運営委員会委員の選出について、原案のとおり選任することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第8号、春日部市農業委員会運営委員会委員の選出について、原案のとおり選出することに決しました。</p> <p>この際、暫時休憩といたします。</p> <p>それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (新井委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p>
議長	<p>次に、</p> <p>日程9 報告第1号、農地法第3条の3 (相続等による権利移動)</p> <p>日程10 報告第2号、農地法第4条 (届出)</p> <p>日程11 報告第3号、農地法第5条 (届出)</p> <p>日程12 報告第4号、農地法第18条 (通知)</p> <p>日程13 報告第5号、租税特別措置法適格者証明 (取下)</p>

議長	日程14 報告第6号、違反転用事案報告について につきましては、議案書の28頁から39頁にお示しのとおりです。
議長	以上で議案は終了しました。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査については、事務連絡にてお示ししたと おりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもち まして、2022年第12回総会を閉会いたします。 閉会（午前11時12分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 _____ 会長

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番